

「梅」いっぱい採れたよ



～南部幼稚園の子どもたち～

目次

「梅の日」記念式典ほか・・・2～3
第2回定例議会報告ほか・・・4～5
各税のお知らせ・・・6～7
後期高齢者医療ほか・・・8
保育所臨時保育士募集ほか・・・9
緊急低利融資のお知らせ・・・10

町営住宅入居者募集・・・11
まちのほっとニュース・・・12～13
としょかん通信・・・14
くらしの情報・・・15～18
ふれ愛センターだより・・・19
くらしの情報カレンダー・・・20～21

全国各地で「みなべの梅」をPR!

6月6日は『梅の日』

人々の健康を祈願し、梅に感謝を込めて

紀州梅の会（会長 真砂 充敏田辺市長）が提唱して生まれた6月6日「梅の日」に、各地で紀州梅のPR活動が行われました。

田辺市の熊野本宮大社では、梅の日記念式典「梅祭り」が行われ関係者ら約150名が参列しました。

本殿前で行われた梅漬けの儀では、出席者が今年採れた南高梅を樽に漬け、梅産業の発展と一層の需要拡大を祈願しました。

また、「梅の日」制定の由来となった京都市の上賀茂神社と下鴨神社へは、小谷町長ら町内の関係者が紀州

梅の会のハッピーを着て参拝し、青梅を奉納しました。両神社の境内では参拝者に梅干を配りPRもしました。



▲ 本宮大社で梅漬けの神事

▶ 上賀茂神社へ梅を奉納

さらなる需要拡大を求めて 今年も酒造会社も訪問

6月2日～4日、9日、10日に小谷町長と岡和雄町議会産業建設常任委員長、うめ課職員が、大阪、広島、福岡、など全国9箇所の市場を訪問し、みなべの梅をPRしました。

訪問先では梅の効能や特許を紹介したパンフレット、梅料理の冊子などを配布して説明しました。

この市場訪問は今年で30年目となり、市場関係者も好意的に受け止めてくれており、更なる需要拡大に向けて手ごたえを感じました。また、「青梅の使い方」を知らない人が多いので、梅ジュースや梅干しなどの作り方を学ぶことができる講習会をもっと開いてもらえたら」と言った意見なども寄せられました。

また今年から初めて酒造会社4社も訪問し、梅酒の原料として町の



南高梅を使っていただけけるよう要請しました。これは、最近の梅酒ブームや梅酒コレクションの反響などから、梅酒の消費は今後も伸びることが予想されるため、その原料である青梅にみなべの梅を使ってもらうことにより、青梅の新たな需要をめぐすものです。

各酒造会社は、会社独自のこだわった梅酒の開発を手がけており、完熟南高梅を要望される会社もありました。

「梅ジュースおもしろいですよ。作ってみませんか！」



県とみなべ町は、6月6日、7日の2日間、関東のスーパーマーケットで「梅消費拡大キヤラバン」と銘打って、みなべの特産「南高梅」をPRしました。

梅農家の女性と、うめ課職員が、スーパー「紀ノ国屋」の4店舗を回り、特設の青梅販売コーナーで、「南高梅」の販売のほか、梅

ジュースや梅酒、梅干しの作り方などを紹介しました。

来店者に梅ジュースの試飲を勧めると、「おいしい」と大変好評で、作り方を聞かれるなど、みなべの南高梅に興味を示してくれ、大きなPRになりました。

また、6月17～19日には、北海道のスーパーマーケットなどでも販売促進活動を行いました。18日、19日の両日には市場関係者を対象にした梅の効能についての説明や梅ジュースなど梅加工講習会を行いました。また、梅ごはんの試食、梅ジュースの試飲なども行い、需要拡大に向けてPRしました。

若者の声を、消費拡大のヒントに

梅干を購入する年齢層が高齢化の中で、若い世代に梅に関心を持ってもらい購入してもらうための取り組みとして、町は南部高校「農業クラブ」と「加工クラブ」の生徒のみなさんの協力を求めて、6月14日に南

部高校で「第1回 販売戦力会議」を開きました。今後の商品開発に向けて、若年層が求めている商品や味つけなどの提案や若者ならではのアイデアなど活発な意見交換が行われました。



健康をキーワードに梅の消費拡大

もおこなわれました。

6月20日に衆議院第二議員会館会議室で第15回梅振興議員連盟（会長 渡辺恒三）総会が開かれ、町長はじめ職員5名が出席しました。

総会では、農林水産省大臣官房審議官等から梅の生産・流通・消費・試験研究の動向についての説明や報告が行われた後、「健康をキーワードにした梅の消費拡大を図ること」など梅支援についての6項目の決議が採択されました。

また、総会終了後には職員による梅酒づくりの実演



簡単な梅料理紹介

鶏もも肉の梅酢揚げ



- ◆材料／4人分
 ○鶏もも肉…300g ○梅酢…1カップ
 ○かたくり粉…適量 ○揚げ油…適量

◆作り方

- ①鶏もも肉は適当に切って、梅酢に30秒～1分間漬けます。
- ②かたくり粉をまぶして衣をつけ、中温でからりと揚げます。
 ※何もつけなくてもそのままおいしくいただけます。
 ※梅酢は、1年ものは酸味がきついで、料理に使うのは味がまろやかになった2～3年ものがよいでしょう。
 ※梅酢に鶏肉を30秒から1分くらいつけて、そのまま焼いてもおいしいです。

平成23年第2回定例町議会

南部中学校校舎耐震改修工事請負契約の締結などを可決

平成23年第2回定例町議会が、5月23日（月）～31日（火）まで開会されました。（会期は9日間）この定例会では、平成22年度一般会計など専決処分
の承認3件、工事請負契約など議案9件、平成22年度事業の平成23年度への
繰越の報告4件が上程され、慎重審議の結果、いずれも承認、可決されました。

◆平成22年度一般会計補正 予算（第9号）

歳入歳出総額の増減はな
く、歳入については、地方
債（町の長期借入金）を主
とした歳入財源の調整、歳
出については、道路新設改
良費の予算の組み替えです。

◆平成22年度老人保健特別 会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額に、
歳入歳出それぞれ103万
2千円を追加し、総額21
9万7千円となります。
歳入については、支払基
金交付金、国庫支出金等の
増によるものです。

歳出については、会計内
の剰余金を一般会計へ繰り
出すための予算計上です。

これは、老人保健特別会計
が平成23年3月31日で廃止
になりましたので、会計内の

整理をするための措置です。

◆平成22年度公共下水道事業 特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出総額の増減はな
く、建設費の財源を起債から
下水道基金に更正しました。
〔※以上の3承認は、緊急を
要したため、町長の権限で
決定された専決処分です。〕

■南部中学校校舎耐震改修工 事請負契約の締結について

同工事について、指名競
争入札の結果、株式会社
池田土木（芝）と2億29
84万5千円で契約を締結
することが可決されました。
工事内容につきましては、
耐震不足となっている管理
特別教室棟の耐震補強工事
と校舎棟の改修工事です。

■上南部中学校校舎耐震改
修工事請負契約の締結につ
いて

同工事について、指名競
争入札の結果、株式会社
井組（御坊市）と1億865
8万5千円で契約を締結す
ることが可決されました。
工事内容につきましては、
耐震不足となっている教室
棟の耐震補強工事と改修工
事です。

■和歌山県住宅新築資金等 貸付金回収管理組合規約の 変更について

組合議会の議員定数が7
名から8名に増員され、任
期が2年からそれぞれの市
町の長の任期とする規約の
変更です。

■条例の一部を改正する 条例について

地方税法の一部改正及び
東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特
例に関する法律の公布・施

平成23年度一般会計補正予算（第1号） 歳出補正額と主な内容

項目	補正額	主な内容
総務費	954万7千円	防災行政無線等改修工事請負費 232万7千円ほか
民生費	488万3千円	障がい者福祉システム改修委託料 262万5千円ほか
衛生費	650万0千円	火葬場煙道ダクト改修工事請負費 560万円ほか
農林水産業費	1400万0千円	ビシャコ谷管路工事請負費 350万円ほか
土木費	2730万0千円	町道埴田堺線工事請負費 1410万円ほか
消防費	332万9千円	災害備蓄備品購入費 88万2千円ほか
教育費	1672万6千円	南中公共下水道つなぎ込み工事請負費 1660万円ほか
歳出合計	8228万5千円	

行に伴い、条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、次のとおりです。

①東日本大震災に係る雑損控除額等の特例

②東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例

③東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等

■国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の税率を改正するもので、主な改正内容は次のとおりです。

①課税限度額の引き上げ

②保険税の算出基礎である所得割、資産割の税率と均等割、平等割額の見直し
税率などの改正は、下表の通りです。

■平成23年度一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8228万5千円を追加し、総額74億6228万5千円とすることが可決されました。

歳入の内訳は、地方交付税4075万9千円、国・県補助金1982万6千円、町債1720万円などです。歳出の内訳は、4ページ下表の通りです。

井野郁治さんが 厚生労働大臣特別表彰を受賞



井野郁治さん

6月2日、西牟婁振興局で厚生労働大臣特別表彰の伝達式が執り行われ、井野郁治さん(西岩代)に表彰状が伝達されました。

民生委員として、多年にわたり地域における福祉の向上に尽力されている功勞に対し、その功績を称えられ賞されたものです。

■平成23年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
予算額の変更はなく、保険税の減額分に前年度の繰越金を充てる歳入予算の組み替えです。

■平成23年度水道事業会計補正予算(第1号)

平成23年度 国民健康保険税額表

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
	22年度→23年度	22年度→23年度	22年度→23年度
所得割額	4.56%→4.05%	1.70%→1.77%	1.46%→1.89%
資産割額	18.80%→17.86%	11.66%→11.77%	6.42%→7.23%
均等割額	20,500円→18,400円	10,000円→10,400円	9,700円→11,300円
平等割額 (特定世帯)	22,800円→21,200円 (11,400円→10,600円)	10,400円→10,800円 (5,200円→5,400円)	6,100円→7,100円
課税限度額	50万円→51万円	13万円→14万円	10万円→12万円

事業費用500万円の補正で、収益的支出総額は1億2869万8千円となります。

内容については平成22年度より行っています東部配水地の増改築工事に伴い、既設配水地の取り壊しを実施します。それによってかかる固定資産除却費です。

■平成22年度繰越明許費などの報告

一般会計は学校の耐震改修工事など26事業に伴う総事業費11億7215万5千円を、公共下水道事業特別会計は建設事業(事業費5000万円)を、水道事業会計は建設改良費として送配水施設整備費(事業費6495万8250円)と営業費用として受託工事(事業費138万9150円)を平成23年度へ繰り越すことを報告しました。

■林道東神野川木の川線開設工事請負契約の締結について
同工事について、指名競争入札の結果、有限会社宮崎組(西岩代)と5335万4700円で契約を締結することが可決されました。

町 県 民 税 (普通徴収)

第1期・全期前納

7月 は 固 定 資 産 税 の納期です

納付をよろしくお願ひします

国 民 健 康 保 険 税 (普通徴収)

町 県 民 税

住民税は町県民税は、町民の皆さんの日常生活と密接に結びついた多くのサービスの行うために必要な財源です。

町県民税から住宅ローン控除ができる場合があります

平成11年から18年までの間と平成21・22年に住宅を取得して入居された方で、税源移譲により所得税における住宅ローン控除による減税額が減少する場合、翌年度の町県民税の所得割額から控除できます。

平成21年より公的年金からの特別徴収制度が始まりました

これまで公的年金などを受給している方については、納税通知書により町県民税を納めていただいていたが、納税の便宜や徴収の効率化を図るため、平成21年10月から、65歳以上で公的年金の課税所得がある場

合、その部分の町県民税を老齢基礎年金等から差し引いて納めていただく特別徴収制度が始まりました。

町 県 民 税 の 納 め 方 と 納 期

個人の町県民税の納付方法には、給与から天引きされていたり、特別徴収及び年金からの特別徴収と、納税通知書によって納付していただく普通徴収があります。

7月は、普通徴収の第1期と全期前納の納期です。7月中ごろ納税通知書を納税対象の方に送付しますので、納期内に納付をお願いします。

なお、第2期以降の納期は、次の通りです。
▼2期 8月 ▼3期 10月
▼4期 来年1月

固 定 資 産 税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に土地・家屋や償却資産の所有者として、登記簿や課税台帳に登記、または登録されている方に納めていただきます。

固定資産税の課税標準額は、評価額を基に算定された価格です。

但し、市町村の区域内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が、次の金額に満たない場合は課税されません。
▽土地30万円 ▼家屋20万円
▼償却資産150万円

税額の計算方法は、課税標準額×税率1.4%です。

固定資産税も、7月が第1期と全期前納の納期です。7月中ごろ納税通知書を納税対象の方に送りますので、納期内に納付をお願いします。

なお、第2期以降の納期は次の通りです。
▼2期 9月 ▼3期 11月
▼4期 来年2月

税務相談



各税金についてのお問い合わせは、
税務課 (Tel 72-2162) まで

■町県民税、固定資産税、国民健康保険税とも、第1期と全期前納の納期限は8月1日(月)です。
■平成22年4月から、町税をコンビニエンスストアで納付できるようになりました。そのため、納付書は昨年同様ホチキス止めされていませんので、納付書の納期をお間違えのないよう納付をお願いします
■納付には確実・便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

みんなで支え合う国保の大切な運営費用 国民健康保険税

国民健康保険（国保）は、国保に加入している皆様のご理解とご協力をいただきながら運営しています。国保税は、その大切な運営財源です。

平成23年度の税率は、国保運営協議会で審議後、第2回定例町議会（5月議会）で可決され、決定しました。（議会報告5ページ表参照）

また、平成23年度の国保税収を当初予算より5千5百万円減額する補正予算も可決されました。平成22年度の決算見込みで、医療費（※保険給付費）が約11億4155万円と21年度決算額より約3608万円減少したことなどから、歳入歳出の差し引きで黒字額が見込まれるため、国保税を減額することになりました。

（※保険給付費とは

①国保の加入者が使った医療費の総額から自己負担額を引いた療養給付費②自

己負担額がある一定基準を超えて高額だった場合に支給する高額療養費③加入者が出産したときに支給する出産育児一時金④加入者が死亡した時に喪主に支給する葬祭費など、国保が支払う医療費全体のことです。）

- 低所得の方は、基準に該当すれば国保税の軽減が受けられます。但し、低所得であっても、未申告ですと軽減対象にはなりませんので、国保税の所得申告を行うことが必要です。
- 医療保険分と後期高齢者支援金分は、74歳以下の国保加入者全員が対象です。
- 介護保険分は、40歳以上64歳以下の方が対象です。

国保税の課税方法

国保税は、国保加入世帯員の所得や資産、人数などに応じて世帯に課税され、世帯主が納税義務者となります。（国保加入者であるなしにかかわらず、原則として世帯主に国保税を納める義務があります。）

なお、国保加入者の各年齢層の課税方法は次の通りです。

①国保加入の39歳以下の方（介護保険未加入者）

医療保険分＋後期高齢者支援金分が課税されます。（年度途中で40歳になる方は、誕生日分から介護保険分も合わせて課税されます。）

②国保加入の40歳以上64歳以下の方（介護保険の第2号被保険者）

医療保険分＋後期高齢者支援金分＋介護保険分が課税されます。（年度途中で65歳になる方は、誕生日の前月分までの介護保険分が国保税として2月までの納期に分けて課税されます。）

（※誕生日以降は介護保険

料として別途納めていただきます。）

③国保加入の65歳以上74歳以下の方（介護保険の第1号被保険者）

医療保険分＋後期高齢者支援金分が課税されます。介護保険料は別途、原則として年金から差し引かれます。

■国保から後期高齢者医療制度へ移行した75歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）

移行後、国保税は課税されません。（※注 但し、国保税は世帯主が納税義務者になるため、75歳以上の方が世帯主である場合、納付書は75歳以上の方宛に届きますので、ご注意ください。）

なお、後期高齢者医療保険料と介護保険料を別々に納めていただきます。後期高齢者医療保険料と介護保険料は原則として年金から差し引かれます。

納期内の納税を お願いいたします

国保税も、7月が第1期の納期です。納税通知書を7月中ごろ納税対象の世帯に送付しますので、国保会計の安定した運営と健全化のため納期内の納付をお願いします。

なお、納期は7月から来年2月までの毎月（全8回）です。

各納税通知書は
7月中ごろ送付
します。
納付はコンビニ
納付・口座振替
が利用できます。



後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、加入者一人ひとりから保険料を納めていただきます。皆さんの納める保険料が、大切な医療費の財源となります。

保険料の算定方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

（年間保険料は50万円を超えることはありません。）
「均等割額」と「所得割額」は、原則として県内均一（特例地域を除く）に設定し、2年ごとに見直しを行います。今年度は、下記の通りです。みなべ町は医療

区分	平成20・21年度	平成22・23年度	比較増減
所得割率	6.88%	7.22%	+0.34%
均等割額	37,659円	38,901円	+1,242円

費の低い特例地域のため、保険料率は県下で一番低くなっています。6年間かけて県下の保険料率が、統一されます。

保険料の軽減措置

《均等割額の軽減》

所得の低い世帯の方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額をもとに、下表の基準により判定します。

《所得割額の軽減》

平成22年中の所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた総所得金額が58万円（年金収入211万円）を超えない方は、所得割額が5割軽減されます。

総所得金額等の合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
均等割額の8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得の金額がない）の場合	9割	3,890円
33万円（基礎控除額）を超えない世帯	8.5割	5,835円
33万円（基礎控除額）+24万5千円×当該世帯に属する被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5割	19,450円
33万円（基礎控除額）+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2割	31,120円

（注）軽減判定において、年金所得から15万円の年金特別控除が適用されます。

が課されず、均等割額が9割軽減されます。

（注）被用者保険（社会保険や共済組合など）の被扶養者の方で、上記の軽減が適用されていない場合は、保健福祉課までご連絡ください。

保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料の納め方は年金からの天引きによる方法【特別徴収】と、窓口納付や口座振替による納付【普通徴収】の2種類があります。

【特別徴収】年金支給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えない方

▽特別徴収は、仮徴収と本徴収があります。

○仮徴収：前年度2月に保険料が天引き（本徴収）された方は、同額が4、6、8月の年金から天引き（仮徴収）されます。

また、新たに天引き（仮徴収）される方は、平成21年中の所得に基づいて仮の保

険料を算定し、4、6、8月の年金から天引きされます。

○本徴収：平成22年中の所得に基づいて年間保険料の確定を行い、確定した年間保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額が10、12、2月の年金から天引きされます。

【普通徴収】年金支給額が年額18万円未満の方又は、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方
▽窓口納付や口座振替による方法で納めます。

◆納付方法の選択について

年金から天引きされている方は、申し出により口座振替に変更することができます。口座振替への変更の手続きについては、左記の問い合わせ先へご連絡下さい。（注）これまでの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

後期高齢者医療制度に関することは、保健福祉課（TEL72-2544）へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の 保険証の色が

『つすい緑色』
に変わります



平成23年7月31日の有効期限満了に伴い、保険証（被保険者証）を更新します。

新しい保険証は『つすい緑色』です。7月中旬頃から順次簡易書留郵便で郵送する予定です。

今回お届けする『つすい緑色』の保険証は、7月1日から有効となりますので、お手元に届き次第ご使用ください。それまでは現在お持ちの保険証（オレンジ色）をご使用ください。

現在お持ちの保険証（オレンジ色）は、8月からお使いいただけませんので、ご自分で破棄されるか、保健福祉課へ返却してください。

※平成23年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります）。

後期高齢者医療健康診査のご案内

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、次のとおり健康診査を実施していますので受診してください。（受診には申込みが必要です）

- 受診期間 受診券（申込後送付）受理の翌月から平成24年2月29日まで
- 受診場所 健診実施医療機関（受診券と一緒に送付）
- 対象者 75歳以上の方

（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）

- 費用 600円
- 申込み方法 対象者に送付している往復はがきの申込書を郵送又は、電話申込み（平成24年1月20日まで受付）
- 申込先 和歌山県後期高齢者医療広域連合（TEL 073-428-6688）

住民環境課（TEL72-2161）からお知らせ

保育所臨時保育士を募集します

町立保育所臨時保育士を、次のとおり募集します。

- 募集人員 臨時保育士 3名
- 〔応募者が多い場合は、面接で決定します。〕
- 応募資格 保育士資格取得者
- 募集期間 7月4日（月）～7月15日（金）午後5時まで（土・日曜日除く）

- 応募書類 履歴書、保育士証の写し
- 応募先 住民環境課（芝742、役場第1庁舎）

◎ 応募は、郵送でも可。但し、7月15日（金）まで必着のこと。

〔※採用予定期間は、平成23年8月1日（若しくは9月1日）～平成24年3月31日。社保など各種保険あります。〕

くわしくは、住民環境課へお問い合わせください。

今夏における節電のお願い

関西電力では夏場にかけて電力が不足する可能性があるため、みなさんに節電へのご協力をお願いします。期間等は以下の通りです。

■ 節電にご協力いただきたい期間

平成23年7月1日（金）～9月22日（木）
（8月12日（金）～8月16日（火）を除く）

■ 節電にご協力いただきたい曜日・時間帯

平日の9時から20時
（特に13時から16時の重点的な節電をお願いします）

■ 節電にご協力いただきたい削減率

消費電力を、昨夏の実績から15%程度

* 家庭でできる節電 *

- エアコンの温度設定は高め
室温は28℃を目安に設定。
- 不必要な照明の消灯
日中の照明や、使用していない部屋の照明などはこまめに消してください。

※無理のない範囲での節電にご協力ください

農作物被害対策 緊急低利融資のお知らせ

平成23年5月の台風2号及び強風雨により、日高・西牟婁地域の梅主産地を中心に多額の農作物被害が発生しました。

県に合わせ、みなべ町・みなべいなみ農協・県信連では、被災農家が安定した経営を維持できるように、以下の緊急低利融資を実施します。

1. 制度資金名 生活営農資金

当資金は和歌山県独自の制度資金であり、農業の振興・農林漁業者の生活の安定を図るため、農協が融資する資金に県等が利子の補給を行うものです。

2. 融資対象者

平成23年5月の台風2号及び強風雨により被害を受けられた、みなべ町在住の農業者で、町長が特に農業経営に深刻な影響があると認めた者。

3. 資金用途

農業経営の安定に必要な資金。

4. 申し込み先

みなべいなみ農業協同組合

(注) 融資を受けるためには、みなべ町長の被害認定が必要です。

(用紙は役場産業課に備えています)

5. 受付期間

平成23年7月1日から平成23年8月31日まで

6. 貸付条件

- 1) 貸付限度額 200万円
- 2) 貸付金利 0.21%
(但し基金による保証料0.29%が加算されます)
- 3) 償還期限 5年以内(うち据置期間2年以内)

○お問い合わせ先

みなべ町役場	産業課 (TEL72-1337)
みなべいなみ農協	梅の郷支所 (TEL74-2415)
	高城出張所 (TEL75-2201)
	南部出張所 (TEL72-2011)
	岩代出張所 (TEL72-2310)

建設課(Tel74-3335)からお知らせ

町営住宅の入居者を募集します

募集期間は、7月1日～12日(土・日を除く)

町営住宅の入居希望世帯(9戸)を、次のとおり募集します。

■募集期間 7月1日(金)～12日(火) (土・日曜日を除く)

■入居募集住宅 下記表

■入居申し込み資格要件

① 1年以上町内に住所がある、または勤務している。

② 現に同居し、または同居しようとする親族(結婚予定者含む)がいる。

※井之台住宅は、単身入居の場合、60歳以上の方(経過措置により昭和31年4月1日以前に生まれた方)、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けている方 など

③ 過去において世帯員全員が、市町村税または町営住宅家賃を滞納していない。

④ 住宅に困窮していることが明らかである。

⑤ 入居契約時の敷金(家賃3か月分)、毎月の家賃が払える。

⑥ 申込者および同居人が、暴力団員でないこと。

■申し込みに必要な書類

① 入居申込書(用紙は、建

設課(第2庁舎)または住民環境課窓口(第1庁舎)にあります。)

② 世帯員全員の住民票

③ 世帯員全員の平成23年度所得証明書

④ 世帯員全員の平成21年度、22年度市町村税納税証明書

⑤ そのほか、町が必要とする書類(建設課でご確認ください)

■申込書類提出先

建設課(役場第2庁舎)

■選考方法

募集締め切り後、町営住宅選考委員会で審査を行い入居順位を決定しますが、順位決め難い場合は抽選対象世帯による公開抽選を行います。

■その他

申し込み資格要件に該当しない場合や、提出書類に不備がある場合は受け付けできません。

申し込みを希望される方は、事前に建設課でご確認ください。

*くわしくは、建設課(Tel74-3335)へお問い合わせください。

74-3335)へお問い合わせください。

建設課(Tel74-3335)へお問い合わせください。

■入居募集住宅

団地名	建設年度	(種別)構造	間取	駐車場	家賃(月額)	募集戸数	入居対象世帯員数	世帯の月収要件
井之台	平成23年	(改良)準耐火2階建集合住宅	1DK	有	11,300円～15,000円	7戸	1人～2人程度	世帯全員の政令月収が114,000円以下(裁量世帯の場合は139,000円以下)
猪野(東部)	昭和63年	(公営)木造平屋建	2DK	有	12,200円～24,000円	1戸	2人以上	世帯全員の政令月収が158,000円以下(裁量世帯の場合は214,000円以下)
東本庄	平成6年	(単独)木造2階建集合住宅	3DK	有	14,400円～28,400円	1戸	2人以上	世帯全員の政令月収が158,000円以下(裁量世帯の場合は214,000円以下)

(※所在地：井之台住宅は芝崎会館横、猪野(東部)住宅はオークワみなべ店様前道向かい、東本庄住宅は、上南部中学校の道向かいです。)

政令月収の算出方法 政令月収 = (世帯全員の平成22年分所得金額計 - 世帯控除額) ÷ 12

裁量世帯とは、◎申込者本人及び同居親族がすべて60歳以上(経過措置により昭和31年4月1日以前に生まれた方)の世帯、または申込者本人が60歳以上(経過措置により昭和31年4月1日以前に生まれた方)で同居親族が18歳未満からなる世帯◎申込者本人または同居親族に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯◎同居親族に小学校就学前の子どものいる世帯 など

田辺新庄総合公園で「第62回 全国植樹祭」を開催

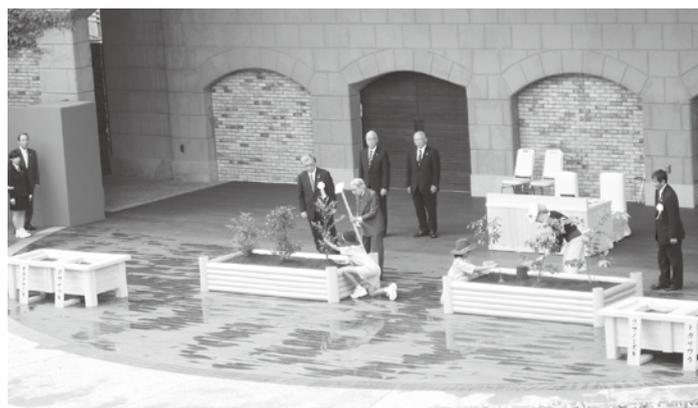
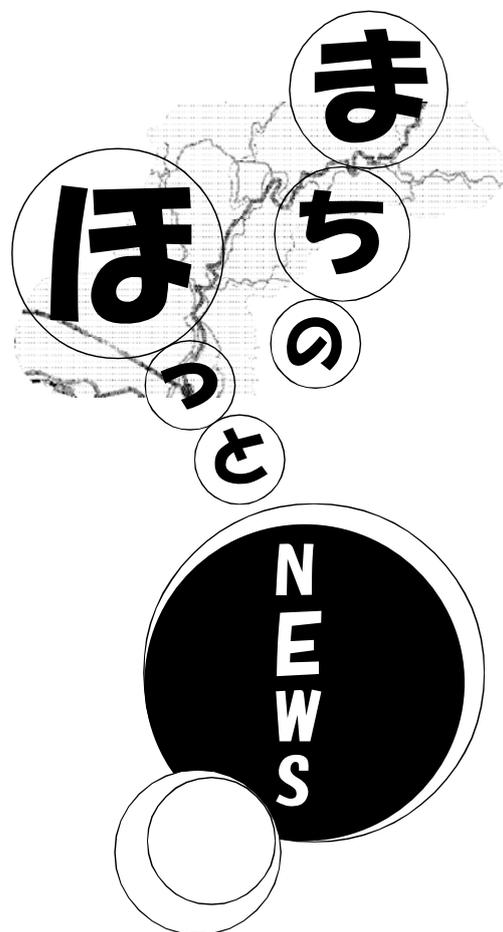
5月22日（日）、田辺新庄総合公園で天皇皇后両陛下御臨席のもと、「緑の神話 今そして未来へ 紀州木の国から」を大会テーマに第62回全国植樹祭が開催されました。



ホテルでお迎える町長と議長

両陛下は前日、みなべ町内のホテルにご宿泊され、植樹祭ポスター入賞作品をご覧になったあと植樹祭レセプションにご出席されました。

町長、議会議長はホテルロビーで両陛下をお迎えし、その後、開催されたレセプションに出席し、みなべ町やみなべの梅を紹介させていただきました。また、21日、22日の両日は、みなべインターチェンジからホテルまでの沿道で大勢のみなさんが両陛下を奉送迎しました。



植樹祭当日の様子



沿道での奉送迎の様子

泥んこになっちゃた。 ～おいしいお米できるかな？～

6月4日（土）、町青少年育成町民会議主催の米づくり体験・田植えが、徳蔵の水田で行われ、町内の小学生約85名が参加しました。

最初に町民会議の会長さんより、「毎日おいしくご飯が食べられることやそのお米を作ってくれている方へ感謝の気持ちを忘れないでほしいこと、またお米がどうやってできていくのか」などのお話を聞いた後、苗の植え方を教えてもらい田植え作業に取りかかりました。

この日、子どもたちは裸足で田んぼに入り、一列に並んで、町民会議の会員の指導を受けながらもち米の苗を植えました。子どもたちはヌルとした泥の感触に歓声をあげながら、楽しそうに苗を植えていました。

今後、9月上旬に稲刈りをし、12月頃に収穫したお米で餅つきなど収穫祭を行う予定です。



満100歳、おめでとうございます

みなべ町東岩代の丸山タマエさんが、6月7日に満100歳の誕生日を迎えられました。

誕生日の翌日に、小谷町長が丸山さんを訪ね、尊敬と祝賀の意を表した「祝百歳」の賞状と記念品並びに花束を贈り長寿をお祝いしました。

最近は寝て過ごすことが多いようですが、お世話してくれる社会福祉協議会のヘルパーさんに「ありがとう」と言葉をかけたり、お孫さん達とのひと時を楽しまれているようです。

これからもお元気で、益々のご長寿を祈念します。

丸山タマエさん(町長と)



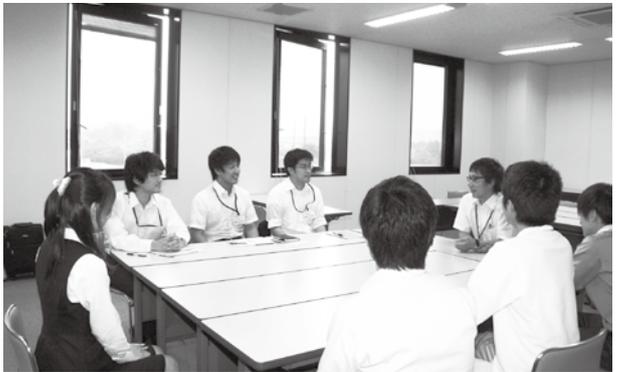
国家公務員の3名がみなべ町で研修

6月13日(月)～17日(金)の5日間、町では国家公務員の初任行政研修(地方自治体実地体験研修)の受入れを実施しました。

この研修は、国家公務員の新規採用職員が地方自治体を訪問し、実地体験等を通して、地域の実態やニーズに関する認識を深めることを目的に実施されています。

総務省、農林水産省、環境省から3名の研修生が見えられ、町の概要や各課の業務及び梅収穫体験などを研修されました。

役場若手職員との意見交換会



将来は町長か議員になろうかな？ 小学3年生が町内めぐり

町内の小学3年生の児童が社会見学で、役場やうめ振興館など町内の各施設を巡り、係りの人から説明を受けました。

役場を訪問してくれた清川・高城小学校の児童は、町長室で町長から話を聞いたり、議場で役場職員の数や勤務時間などを質問したあと、各課を回って仕事内容などを勉強しました。

議場で質問をする清川小、高城小の児童



ヘタ取りは難しいぞ！ 梅ジュースいつできるかなあ

町内の幼稚園・保育所の子どもたちが梅採りや梅ジュース作りを体験しました。園児たちは、梅ジュースの出来上りを楽しみに、つま楊枝で一粒ずつ丁寧にヘタを取って穴をあけ、砂糖と一緒に容器に入れました。早く、梅ジュースがのみたいなあ。

高城保育所の子どもたち



たのしくつくろう! 絵皿えほん

紙皿に思い思いに絵を描いたり、紙を貼ったりして、楽しい絵本を作ります。

- ◆とき 7月27日(水)午後2時から
 - ◆ところ ゆめよみ館 ◆講師 松下恭子さん
 - ◆対象 小学生以上
 - ◆定員 20名(受け付けは7月20日(水)から)
- ※使いやすいはさみがあれば、持参してください。

としまかん通信

町立図書館(ゆめよみ館) TEL72-1410
上南部分館(生涯学習センター内) TEL74-3283

チリメンモンスターをさがせ!

みなべ町でとれたチリメンジャコのなかにある、ほかの生き物を探します。

- ◆とき 8月4日(木)午後2時から
- ◆ところ ゆめよみ館 ◆講師 酒井俊英先生
- ◆対象 小学生以上
- ◆定員 20名(受け付けは7月20日(水)から)

「第14回調べる学習コンクール」 入賞作品の展示

力作ぞろいです。自由研究のまとめ方や発想のヒントに、是非ごらんください。

日程 7月27日(水)~7月29日(金) 上南部分館
7月30日(土)~8月14日(日) ゆめよみ館

7月のゆめよみ館テーマ展示

1階「エコ生活」

いよいよ夏本番。電力不足が伝えられている今、暮らしを見直してエコについて考えてみませんか。省エネ、節約、自然エネルギーなどの本を紹介します。

2階「海」

もうすぐ夏休み。海へ行く人、山へ行く人、家でのんびりの人。みんな楽しみですね。海がテーマの絵本やお話、図鑑などを集めましたので、ごらんください。

ゆめよみ館・子ども向け



わすれたいくない海のこと

中村卓哉(偕成社)

沖縄県辺野古地域にある大浦湾。空から降った雨が川となり、海に出て、たくさんの生き物を育てている。支えあい、つながっている生き物たち。この豊かさをなんとか次代に届けたいという思いの伝わる写真集です。

- 学校で働く人たち(松井大助)
- 葉っぱで調べる身近な樹木(濱野周泰)
- 夏のスイーツ(大森いく子)
- 野山の鳴く虫図鑑(瀬長剛)
- 鉄のしぶきがはねる(みはら三桃)
- はらぺこさん(やぎゆうげんいちろう)
- ばあちゃんのおなか(よしながこうたく)
- ぼくとサンショウウオのへや(ジョンソン)
- 冒険!発見!大迷路海賊アドベンチャー(原裕朗)

こんな本、いかが?

ゆめよみ館・大人向け



プラントハンター
西島清順(徳間書店)

著者は植物卸問屋の5代目。依頼者の求める植物を日本・世界の各地を回り、集め、届ける「プラントハンター」が、真夏に咲く桜、奇跡的に生まれたひまわりの新種など、植物にまつわるエピソードを紹介し、植物の魅力が伝わってくる1冊です。

- 天頂より少し下って(川上弘美)
- 空也上人がいた(山田太一)
- ヴァレンタインズ(O・オラフソン)
- 災害がほんとうに襲った時(中井久夫)
- 老いも孤独も踏み越えて(吉永みち子)
- 子どものまんぷくごはん(コウケンテツ)
- イノシシを獲る(小寺祐二)

上南部分館・子ども向け



わがはいは
中村春吉である
横田順彌(もん出版)

明治時代に、自転車で世界一周無銭旅行をした中村春吉という人がいた。春吉は、自分ひとりの力で無銭旅行をするつもりでいたが、数々の困難が春吉をおそうたびにその土地の人や周りの人たちの善意に助けられて、旅を続けられた。今から100年以上前にあった約1年3ヶ月の無銭旅行の伝記です。

- 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑(白敷哲久)
- 妖怪横丁(広瀬克也)
- じめんのしたの小さなむし(たしろちさと)

上南部分館・大人向け

- 地域防災とまちづくり(瀧本浩一)
- オスカー・ワオの短く凄まじい人生(ジュノ・ディアス)
- 名車を創った男たち(大川悠)

ゆめよみ館・7月のカレンダー

- 2日(土)わくわくタイム(10:30~) おはなし会(14:00~)
- 4日(月)休館
- 9日(土)おはなし会(14:00~)
- 11日(月)休館
- 14日(木)ちいさいひとのためのおはなし会(0~3歳)(10:30~)
- 16日(土)おはなし会(14:00~)
- 18日(月)休館 海の日
- 19日(火)休館
- 23日(土)ビデオ上映会(10:30~) おはなし会(14:00~)
- 25日(月)休館
- 27日(水)「たのしくつくろう! 絵皿えほん」(14:00~)
- 28日(木)ちいさいひとのためのおはなし会(0~3歳)(10:30~)
- 29日(金)休館 月末整理日
- 30日(土)調べる学習コンクール展示 ~8月14日(日)
- 8月1日(月)休館

上南部分館
おはなしの会
7月13日(水)
午後3時から

くらしの 情報

住民環境課(TEL72-2161)からお知らせ

国民年金の保険料のお支払いが困難なときは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」「若年者納付猶予制度」などがあります。

免除の期間は、7月から翌年の6月分までです。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料が未納の状態、万一、障

害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

なお、免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。

ただし、2年を過ぎると加算額が付きま

■一部納付(免除)制度(3/4免除、半額免除、1/4免除の3種類)

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

ただし、免除承認後、一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取るこ

■若年者納付猶予制度(30歳未満の方が対象)

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

免除の対象となる方は、保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

■免除の種類と保険料額、年金受取額の割合

免除の種類等	保険料額(月額) (平成23年度)	受け取れる 年金額の割合※
通常納付の場合	15,020円(全額)	1
全額免除	-	1/2
3/4免除	3,760円(1/4納付)	5/8
半額免除	7,510円(1/2納付)	6/8
1/4免除	11,270円(3/4納付)	7/8
若年者納付猶予	-	-

※平成21年4月分以降の保険料で、通常納付の場合を「1」としたときの割合です。

町民憲章

わたしたちは日本一の梅の里
みなべ町の歴史と自然の恵みに感謝し
だれもが住みたいと思える
新しいまちづくりへの誓いをこめて
ここに町民憲章を定めます

- 1 海山川の自然を愛し
美しいまちをつくります
- 1 産業に誇りを持ち
活力あるまちをつくります
- 1 健康と安全を願ひ
笑顔あふれるまちをつくります
- 1 歴史に学び
香り高い文化のまちをつくります
- 1 交流の輪を広げ
互いに支えあうまちをつくります

町の花 うめ



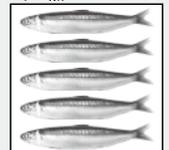
町の木 うばめがし



町の鳥 うぐいす



町の魚 いわし



保健福祉課(TEL72-2544)からお知らせ

7月は介護保険料(普通徴収)第1期の納期です

―納付をお願いします―

7月は、65歳以上の方に支払っていただく介護保険料の普通徴収の方の第1期の納期です。(普通徴収⇒自分で金融機関等へ納付する方法です)

介護保険料は原則として各年金から天引き(特別徴収)されますが、普通徴収で納めていただくのは主に次のような方です。

- ▼高齢年金などの月額が1万5000円未満(年額18万円未満)である方
- ▼年度途中で65歳になった

方、または転入してきた方
納付対象の方には、7月中頃納付通知書をお届けします。納付をお願いします。

納付には确实・便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

第2期以降の納期は、次の通りです。

- ▼2期⇒8月▼3期⇒9月
- ▼4期⇒10月▼5期⇒11月
- ▼6期⇒12月▼7期⇒来年1月▼8期⇒来年2月

障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定にともなうアンケート調査実施のお知らせ

今年度は、みなべ町障がい者基本計画(平成19年策定)及び第2期障がい福祉計画(平成21年度策定)の更新時期となります。

この計画は、町の障がい者施策の基本理念や障害福祉サービス見込量の数値目標を定めたものです。

このほど、新しく計画を策定するにあたり、みなべ町障がい者基本計画及び第3期障がい福祉計画策定委員会(以下、策定委員会)を開催し、本計画を策定するに当たりアンケート調査(無記名)を行うことが決まりました。

アンケート調査をお願いする方は、みなべ町の障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳)を所持されている方や町内外の施設や事業所で障害福祉サービスを利用されている方です。

実施時期は、8月を予定しています。

また、策定委員会では手帳をもたれていない方からも障がい者施策に対するご意見をお聞きしたいと思えますので、アンケートにお答えいただける方はご連絡ください。

お申し出いただいた方にアンケート用紙を郵送しますので、ご記入いただき、同封の返信用封筒(切手不要)で返信していただくことができます。

アンケートにお答えいただける方は、7月末までに保健福祉課までお申し出下さい。

詳しいことは、保健福祉課 障がい者計画アンケート係までお問い合わせください。

各福祉医療の受給者証をお届けします

8月から、次の各福祉医療の受給者証が新しく切り替えになります(有効期限は1年間)。

- 老人(対象は67～69歳)
- 国民健康保険高齢受給者(対象は70～74歳)

- 重度心身障がい児(者)
- ひとり親家庭

新しい受給者証を、7月中にお渡しします(郵送ほか)。古い受給者証は、各自で破棄するか保健福祉課へ返してください。



自衛隊自衛官を募集します

自衛隊が、自衛官採用試験を次のとおりそれぞれ行います。(①応募資格②受付期間③試験日)

- 自衛官候補生(男子)
 - ①18歳以上27歳未満②9月27日まで③9月20日(田辺市)、9月24～28日(和歌山市)
- 自衛官候補生(女子)
 - ①18歳以上27歳未満②8月1日～9月9日③9月26日(和歌山市)
- 一般曹候補生
 - ①18歳以上27歳未満②8月1日～9月9日③1次⇒9月17日(和歌山市・田辺市)

お知らせいろいろ

- 航空学生
 - ①高卒(見込含) 21歳未満
 - ②8月1日～9月9日③1次⇒9月23日(和歌山市)

説明会開催のお知らせ

- 日時 7月25日(月) 13時から17時(随時)
- 場所 南部公民館(片町)
- 説明内容 上記各コースの説明のほか、防衛大学・防衛医科大学等、進路相談
- 対象 18歳～27歳(高卒見込) *保護者の方でも結構です。

お問い合わせは、自衛隊御坊地域事務所(TEL0738-23-0020)または役場総務課へ。

役場ダイヤルイン (直通電話)

お願い：役場への電話は、時間短縮のためにも、できるだけ用事のある課の直通番号へかけてください。

第1庁舎	1階	住民環境課	72-2161
		税務課	72-2162
		保健福祉課	72-2544
	2階	産業課	72-1337
		会計課	72-2596
		共通FAX	72-3893
3階	総務課	72-2051	
	検査室	72-2142	
	共通FAX	72-1223	
第2庁舎	1階	議会事務局	72-1334
		FAX	72-1335
		うめ建設課	74-3276
ふれ愛センター (保健福祉センター)	1階	保健福祉課	74-3335
		地域包括支援センター	74-2367
		FAX	74-3337
浄化センター (第1庁舎隣)	1階	保健福祉課	74-8065
		下水道係	(24時間対応)
		FAX	74-8013
生涯学習センター (第2庁舎隣)	1階	上下水道係	72-3085
		下水道係	72-3605
		FAX	72-4187
生涯学習センター (第2庁舎隣)	1階	教育学習課	74-3134
		中央公民館	74-3334
生涯学習センター (第2庁舎隣)	2階	共通FAX	74-2418
		教育学習課	74-2191
		FAX	74-3621

青少年センター	Tel 72-4141
高城公民館 (高城支所)	Tel 75-2455
	FAX 75-2802
清川公民館 (清川支所)	Tel 76-2250
	FAX 76-2109
南部公民館	Tel 72-1400
	FAX 72-5804
南部公民館岩代分館	Tel 72-2127
図書館 (ゆめよみ館)	Tel 72-1410
図書館 (上南部分館)	Tel 74-3283
うめ振興館	Tel 74-3444
うめ21研究センター	Tel 74-2300
紀州備長炭振興館	Tel 76-2258
はあと館 (社会福祉センター)	Tel 72-5611
〔社会福祉協議会〕	FAX 72-5610
デイサービス ふれ愛センター	Tel 74-3337
デイサービス 特養梅の里	Tel 75-2618
デイサービス ゆうゆう館	Tel 72-5900
老人憩の家 二子の里	Tel 72-4455
シルバー人材センター	Tel 72-1389
高城診療所	Tel 75-2005
ごみ焼却場	Tel 72-3808
斎場	Tel 74-3150
日高広域消防南部出張所	Tel 74-3119
田辺広域休日急患診療所	Tel 26-4909
(田辺市民総合センター敷地内)	

上下水道課 (TEL 72-3605) からお知らせ

公共下水道受益者負担金の納付をお願いします

みなべ町の公共下水道事業は、事業の認可対象区域に住む皆さんに必要な経費の一部を負担してもらって実施しています。これを受業者負担といい、平成12年度から順次、管路工事が済み各戸へ公共汚水桝を設置した区域の方に納付していただいています。

今年度は、平成20年度より22年度中に桝の設置が済んだ区域の方に納付していただくこととなります。対象区域の皆さんには、7月初めに納付書を送付しますのでよろしくお願ひします。

一括納付した場合の差引額

一括納付の方法	前納報奨金として差し引かれる割合	例えば、土地の面積が240㎡の場合の差引額
1年分(4回分)を一括納付	負担金額の1年分(1/3)の3%を差引	(240㎡×500円=120,000円)×1/3×3%=1,200円
2年分(8回分)を一括納付	負担金額の2年分(2/3)の6%を差引	(240㎡×500円)×2/3×6%=4,800円
3年分(12回分)を一括納付	負担金全額の10%を差引	(240㎡×500円)×10%=12,000円

■対象地域
芝、東吉田、南道のそれぞれ一部

■負担金の額

1平方メートルにつき500円×土地の面積

■納付方法

次のいずれか納めやすい方法で納付してください。

◎分割納付 平成23年度より25年度までの3年間、年4回納付(7月・9月・11月・翌年2月、合計12回)

◎一括納付 上表の通り。前納報奨金が差し引かれます。

■納付期限(初回分・全期分) 8月1日(月)

■納付場所 町が指定した各金融機関

なお、平成21年度、または22年度から分割納付して

は22年度から分割納付して

サマージャンポ宝くじ

1等・前後賞 合わせて3億円!

『2000万サマー』も同時発売!

発売期間 7月11日(月)~7月29日(金)

抽選日 8月9日(火)

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

いただいた方には、引き続きよろしくお願ひします。

ただいてこそ価値があります。川や海の自然環境をきれいにし、家庭や地域を衛生的で快適な生活環境に改善するため、1日も早くつなぎ込みをしていただきませうお願ひします。

公共下水道や農業集落排水は、皆さんに利用して

早期のつなぎ込みにご協力をお願いします

「マタニティー&ベビーサロン」

日時：7月21日(木) 13:30～15:00
 場所：こひつじランド(埴田 愛之園保育園内)
 対象：妊婦または小さなお子さんの保護者
 内容：①出産に向けて助産師からのアドバイス
 ②赤ちゃんの食事について

プレママ&フレッシュママ交流事業
 『ベビーマッサージ』

日時：7月28日(木) 13:30～15:00
 場所：ふれ愛センター
 対象：妊婦または1歳未満のお子さんの保護者
 受付期間：7月1日(金)～7月22(金)
 (先着20名) ※申し込みが必要です
 申込先：こひつじランド(愛之園保育園内) (TEL72-2371)
 持ち物：タオル1～2枚、バスタオル1枚

産業課(TEL72-1337)からお知らせ

計量器「はかり」の定期検査について

私たちの身の回りでは、さまざまな計量器が使われています。
 計量器は正確に計量でき、正しく使われることが重要です。

お店や学校・病院など、「はかり」を使った取引や証明を行っている方は、計量法で2年に1度、定期検査を受けることが義務付けられています。

県では、みなべ町内の「はかり」について、次の日程で定期検査を実施しますので必ず受検してください。(検査には、手数料がかかります。)

くわしくは、県商工観光労働総務課(TEL073-441-2713)または、

■検査の日程・場所

月 日	時 間	場 所
7月20日(水)	13:00～14:00	清川公民館
	14:30～15:30	高城公民館
7月21日(木)	10:30～12:00	南部公民館岩代分館
	13:30～16:00	中央公民館
7月22日(金)	10:30～12:00	役場第1庁舎
	13:00～15:30	

産業課へお問い合わせください。

税務課(TEL72-2162)からお知らせ

地籍調査事業が終了した土地の課税地積について

土地の固定資産税につきましては、登記簿地積により評価を行い課税することが原則となっておりますが、

みなべ町では地籍調査後に地積が増加した場合でも、未調査地区との税負担の均衡を考慮し、増税しない例外的な取り扱い(地籍調査前地積を課税地積とする)をしてきました。

しかし、地籍調査事業は、調査が始まって15年以上になり事業の趣旨やその効果が相当程度住民の皆様様に御理解を得られてきたように思われます。また、現行どおり例外的な取り扱いを続けることは他の土地と比較してかえって税負担の不公平を生じる恐れがあることと近隣自治体の状況等を総合的に考慮して、平成25年度から、原則どおり、地籍調査終了後の登記地積により課税を行うことといたしますので、ご了承下さい。



非木造鉄筋コンクリート造鉄骨造などの冷蔵倉庫の取扱いについて

平成24年度から非木造の冷蔵倉庫(保管温度が10℃以下に保たれる倉庫)の固定資産税について、評価額の計算方法が変更されます。いままでこれらは、「一般倉庫」と同じ扱いとされていましたが、平成24年度からは「冷蔵倉庫」(保管温度が10℃以下に保たれる倉庫)は「一般倉庫」に比べ家屋の評価額が早く減少する計算が適用されることとなります。

ついでには、あらかじめ非木造の冷蔵倉庫の所有状況を確認させていただきたいと思いますので、町内に所有する倉庫が非木造の「冷蔵倉庫」に該当する方がいらっしゃいましたら、税務課固定資産税係までご連絡下さいますようお願いいたします。

なお、倉庫内に単に冷蔵庫を設置している場合につきましては、このたびの改正による変更はございませんのでご連絡は不要です。

ミニドックのご案内

今年度のミニドック(特定健診・がん検診など)の予定は、下記の通りです。

[※特定健診の受診対象は、町国民健康保険に加入している35歳～75歳の方です]

受診を申し込まれた方には、受診日などを記入した受診カードと問診票を、6月下旬から順次お届けしています。届いたら、受診日と受診場所を確認後、問診票は必ず記入して、受診カードと一緒に当日持って来てください。なお、特定健診を受ける方は国民健康保険証もご持参ください。

ミニドックの受診日&受診場所

受診日	受診場所	受診日	受診場所
7月6日(水)	役場第一庁舎	7月15日(金)	ふれ愛センター
7日(木)	ふれ愛センター	20日(水)	ふれ愛センター
8日(金)	ふれ愛センター	21日(木)	ふれ愛センター
12日(火)	ふれ愛センター	22日(金)	ふれ愛センター
13日(水)	ふれ愛センター	26日(火)	ふれ愛センター
14日(木)	ふれ愛センター	27日(水)	高城公民館

※受付時間は、いずれも午前7時～10時です。

(7月6日のみ午前7時～9時)

※動脈硬化検査はふれ愛センターでのみ実施します。

※子宮・乳房検診は、8月結果説明会の日に行います。

※指定された受診日に都合が悪い方は、別の日に受診してください。

～結果説明会は8/9～8/31まで～

8月にミニドックの結果説明会を行います。特定健診の結果、35歳～74歳までのメタボリックシンドローム予防のため保健指導が必要な方(治療中の方を除く)には、来年2月までの約半年間、月1回程度のメタボ教室(特定保健指導)をお勧めします。

食中毒にご注意を!

暑くなると食中毒菌やウイルスにとって絶好の環境になります。食中毒を予防するためには日頃の衛生管理が大切です。

【食中毒予防の3原則】

菌やウイルスを
『①つけない ②増やさない ③やっつける』

調理器具の殺菌・消毒、まな板の使い分け、冷蔵保存、食品の十分な加熱などを心がけてください。

トレーニング教室 ～はあと館(社会福祉センター)～

7月1日(金)・8日(金)・15日(金)・22日(金)・29日(金)

18:00～21:00

ふれ愛センターだより

(保健福祉課)

Tel 74-3337 Fax 74-8013

乳幼児健診(場所 ふれ愛センター)

健診名(対象乳幼児)	実施日	受付時間
4・10か月児健診	7月5日(火)	13:00～13:30
(平成23年3月・平成22年9月生まれ)		
3歳6か月児健診	7月27日(水)	13:00～13:30
(平成19年12月・平成20年1月生まれ)		
1歳6か月児健診	8月3日(水)	13:00～13:30
(平成21年12月・平成22年1月生まれ)		

※7月5日は、高城中学校3年生が思春期体験学習で健診のお手伝いをします。

予防接種

二種混合(ジフテリア・破傷風) 対象:小学6年生(集団)

■南部・岩代小生徒 7月25日(月) 役場第1庁舎 3階

■上南部・高城・清川小生徒 7月29日(金) ふれ愛センター

受付時間はいずれも13:00～13:20

※接種の際、保護者の同伴が必要です。

麻疹風しん(Ⅳ期) 対象:高校3年生相当

実施期間:7月1日(金)～8月31日(水)

高校3年生に相当する年齢の方は、実施期間中、●出口産婦人科(北道)●野村小児科内科(同)●森上医院(同)●辻村外科(東吉田)●ひがし内科クリニック(東本庄)●高城診療所(広野)のいずれかで接種してください。

日本脳炎(受付時間:13:00～13:20)

対象者(地区)	実施日	場所
南部小3年生、岩代小2・3・4年生	7月21日(木)	役場第1庁舎
南部小2・4年生	7月26日(火)	役場第1庁舎
南部小、岩代小5年生	8月1日(月)	ふれ愛センター
南部小3年生、岩代小2・3・4年生	8月2日(火)	ふれ愛センター
南部小2・4年生	8月4日(木)	ふれ愛センター

※対象のお子さんには、案内状(予診票同封)を配付します。

日本脳炎予防接種のご案内

平成17年度から、日本脳炎予防接種の積極的な勧奨を差し控えていましたが、新しいワクチンが開発されたため、平成23年5月20日より日本脳炎予防接種の接種不足分について接種ができるようになりました。

対象は平成7年6月1日～平成11年4月1日生まれの方です。

不足分の接種を希望される方は、7月15日(金)までにふれ愛センター(Tel74-3337)へお申込み下さい。

※日本脳炎予防接種の標準的な接種スケジュール

●1期(計3回) 3歳児の時に2回、4歳児の時に1回

●2期(1回) 9歳児の時に1回

カレンダー 7月 (ふみづき)

木 曜 日	金 曜 日	土 曜 日	日 曜 日
	1 国民安全の日 ◆南部幼、磯遊び ◆清川小、梅シロップづくり ◆南部小3・4年生・あおぞら学級1、授業参観 ◆上南部中、校内球技大会 ◆南部中1・2年生、心肺蘇生法講習会	2 ◆愛之園保、保育・給食参観 ◆白梅幼、園開放日	3 ◆福祉・介護のしごとフェア (13:00～・田辺市、ハナヨアリーナ) (問い合わせは 田辺市社協TEL26-4918へ)
7 川の日 ◆愛之園保、七夕 ◆ひかり保、七夕笹流し ◆白梅幼、七夕会 ◆南部幼、七夕まつり ◆南部保・上南部保・高城保、清川保、おひさま広場(開放保育)・七夕まつり(10:00～) ◆岩代小、授業参観・救急救命法講習会 ◆上南部小、授業参観	8 ◆ひかり保、高城保、プール開き ◆愛之園保、eco孫爺おじいちゃん、おばあちゃんとのお掃除大作戦 ◆清川中、心肺蘇生法講習会 ◆消費生活相談会 (13:00～・はあと館)	9 ◆田辺年金事務所・年金相談窓口開設(9:30～16:00)	10 子ども救急相談ダイヤル *毎日、夜7時～11時* 携帯電話 #8000 プッシュ回線 ※ダイヤル回線・IP電話などの方は 073-431-8000
毎週土曜日、田辺広域休日急患診療所 (TEL 26-4909) が土曜日夜間・小児救急診療を行っています。(18:00～21:30)			
14 ◆上南部保、プール開き ◆ひかり保、百万遍 ◆県こうのとり相談 (田辺保健所) (15:30～17:30)	15 ◆白梅幼、保育参観 ◆上南部中、終業式 ◆こひつじランド第4回育児講座「ママヨガ」(10:00～・役場第1庁舎)	16 勤労青少年の日 ◆ひかり保、終業式・朝顔まつり ◆白梅幼、園開放日	17 ◆南部幼、親子夏まつり
21 ◆上南部保、おひさま広場(開放保育)・外で自由遊び(10:00～) ◆高城小、心肺蘇生法講習会 ◆南部小5年生、キャンプ(～22日) ◆マタニティー&ベビーサロン(13:30～・こひつじランド) ◆日本脳炎予防接種(13:00～・役場第1庁舎)	22 ◆南部長寿大学、(地域学習・南部公民館)	23 ◆上南部保、清川保、南部保、夕涼み会 ◆愛之園保、おひさま広場(開放保育)・保育園まつりに行こう(17:30～・申込要) ◆岩代小PTA、アルミ缶回収作業	24 ◆高城小、環境整備作業、空き瓶・アルミ缶回収
28 ◆南部幼年長、お泊り保育(～29日) ◆プレママ&フレッシュママ交流事業「ベビーマッサージ」(13:30～・ふれ愛センター) ◆県による巡回職業相談(13:30～・南部公民館)	29 ◆二種混合予防接種(13:00～・ふれ愛センター)	30 ◆高城保、夕涼み会 ◆高城中、PTA奉仕作業・花作り ◆清川中、ふれ愛サマーフェスティバル ◆清川中、廃品回収・環境整備作業 ◆調べる学習コンクール入賞作品展示(～8月14日・ゆめよみ館)	31 ◆岩代小、南部小、梅の里サマースクール 

くらしの情報

相談(無料 秘密厳守)

困ったら、身近な民生児童委員さんにご相談を!

民生児童委員さんは生活苦、家族の介護、いじめなど親身に相談にのってくれます。

また行政との橋渡しをしてくれます。特に子どもにかかわる問題については、地域担当の民生児童委員さんと一体になって活動する主任児童委員さんもいます。近くの民生児童委員さんのお名前や詳しいことは、保健福祉課(TEL72-2544)へ。

■7月の人権・行政・登記相談

- 13日(水) 13:30~15:30
- ふれ愛センターで
- ◆ 人権相談(人権擁護委員)
- ◆ 行政相談(国・県・町などへの苦情や要望)(行政相談員)
- ◆ 登記相談(和歌山地方法務局田辺支局員)

■7月の消費生活相談会

- 8日(金) 13:00~16:00
- 片町 はあと館で
- ◆ 消費生活相談(県消費生活センター相談員)

■教育相談

- 連絡は教育学習課(TEL 74-2191)へ

■育児なんでも相談(保健師)

- 毎週金曜日 9:00~12:00
- ふれ愛センターで

■暮らしなんでも相談(町社協)

- 毎週月~金曜日 9:00~16:00
- 片町 はあと館で

7月の県による巡回職業相談

- ◆ 28日(木) 13:30~15:30 南部公民館(片町)で
- 相談員が求人情報を提供、また求職の相談を受けます。くわしくは、日高振興局企画産業課(TEL0738-24-2946)へ。

7月の田辺年金事務所年金相談

- ◆ 9日(土) (9:30~16:00) 年金相談窓口開設
- くわしくは、同事務所(田辺市朝日ヶ丘 TEL24-0435)へ。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(IP電話・PHSからはTEL 03-6700-1165へ)
月~金曜日 午前8:30~午後5:15
(月曜日は午後7:00まで・祝日は休み)
第2土曜日 午前9:30~午後4:00

月曜日	火曜日	水曜日
<p>7月は</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆夏の省エネキャンペーン(~9月30日) ◆「ダム。ゼツタイ。」普及運動(6月20日~7月19日) ◆全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(6月27日~7月3日) ◆青少年の非行・被害防止全国強調月間 ◆“社会を明るくする運動”強調月間 ◆「愛の血液助け合い運動」月間 ◆海の月間 <ul style="list-style-type: none"> ◆河川愛護月間 ◆海岸愛護月間 ◆「青い羽根募金」強調運動期間(~8月31日) ◆全国安全週間(1日~7日) ◆全国鉱山保安週間(1日~7日) ◆全国海難防止強調運動(16日~31日) ◆森と湖に親しむ旬間(21日~31日) ◆自然に親しむ運動(21日~8月20日) 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆南部小5・6年生、授業参観 ◆上南部中、租税教室 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高城保、バイキング給食 ◆岩代小、七夕集会 ◆高城中3年生、思春期体験学習 ◆4・10か月児健診(13:00~ふれ愛センター)
<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆南部幼、プール遊び始まり ◆上南部中3年生、救急救命講習 	<p>12 製品安全点検日</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆南部幼年長組、虹訪問 ◆高城保、図書館見学 ◆清川保・愛之園保、プール開き 	<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高城保、七夕ふれあい会 ◆愛之園保すみれ組、虹訪問 ◆上南部小、七夕集会 ◆高城小、授業参観 ◆高城中、参加型体験学習 ◆南部中3年生、心肺蘇生法講習会
<p>18 海の日</p>	<p>19 食育の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高城保、清川保、交通安全教室(高城保育所) 	<p>13</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆白梅幼、百万遍念仏 ◆清川小、授業参観・心肺蘇生法講習会 ◆高城中、授業参観 ◆人権・行政・登記相談(13:30~ふれ愛センター)
<p>25</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆白梅幼、夏期保育開始 ◆岩代小、夏休みプール開放(8/26まで) ◆南部川体験学習(9:00~南部川河川敷) ◆二種混合予防接種(13:00~役場第1庁舎) 	<p>26</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆清川小、臨海学習 ◆清川小5・6年生、宿泊研修(~27日) ◆岩代小、海洋水泳(予備日28日) ◆県こうのとり相談(田辺保健所)(14:30~16:30) ◆日本脳炎予防接種(13:00~役場第1庁舎) 	<p>20</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高城保、保育参加の日(25、26日) ◆清川小、川開き ◆上南部小、救急救命講習会 ◆南部幼、白梅幼、各小・中学校(上南部中を除く)、終業式 ◆こひつじランド第5回育児講座「プール遊び」(10:00~愛之園保)
<p>8/1 ★鹿島神社花祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本脳炎予防接種(13:00~ふれ愛センター) <p>各納期 町県民税、固定資産税、国民健康保険税(1期・全期)/介護保険料(普通徴収1期)/後期高齢者医療保険料(普通徴収1期)/公共下水道受益者負担金(1期・全期)</p>	<p>27</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆愛之園保、プールたっぶりデー(13:00~南部小プール) ◆町内水泳大会 ◆たのしくつくろう!紙皿えほん(14:00~ゆめよみ館) ◆調べる学習コンクール入賞作品展示(~29日・上南部分館) ◆3歳6か月児健診(13:00~ふれ愛センター) <p>各納期 水道料金(5・6月分) 公共下水道使用料(5・6月分) 農業集落排水使用料(6・7月分) の各口座振替</p>	